

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

平成 24 年 2 月
総務省人事・恩給局

1 趣旨

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 19 条では、内閣総理大臣は各府省等の職員の人事記録に関することを管理することが規定されている。また、この規定を受けて、人事記録の記載事項等に関する政令（昭和 41 年政令第 11 号）において人事記録の記載事項等が定められており、その作成方法等については、人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 2 号。以下「人事記録府令」という。）において定めているところである。

今般、復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）の施行に伴い、同法附則第 3 条において、復興庁が廃止されるまでの間（別に法律で定めるところにより平成 33 年 3 月 31 日までに廃止）、国家公務員法第 19 条第 2 項及び第 4 項について、職員の人事記録の作成等の対象となる国の行政機関として復興庁を加えて読み替える措置を講じているところである。これに併せて人事記録府令のうち、任命権者が職員を各府省等の課長相当職に初めて任用したときに、当該職員の人事記録の写しを内閣総理大臣に送付しなければならないとする規定（同府令第 10 条）について、復興庁を加えて読み替える措置を行う。

2 改正内容

人事記録府令第 10 条に規定する、任命権者が職員を各府省等の課長相当職に初めて任用したときに、当該職員の人事記録の写しを内閣総理大臣に送付しなければならない対象となる官職が置かれている国の行政機関として、復興庁が廃止されるまでの間、同庁を加える読替規定（「又は国家行政組織法」とあるのを「、復興庁又は国家行政組織法」とする。）を附則第 4 項として追加する。

3 施行期日

復興庁設置法施行の日（平成 24 年 2 月 10 日）

注）本改正については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条第 1 項（意見公募）の規定は適用されないものである。